

# 東海市都市公園条例施行規則

昭和48年7月23日

規則第15号

改正 昭和53年10月23日規則第16号

昭和59年6月28日規則第23号

昭和61年3月31日規則第4号

昭和62年3月31日規則第7号

昭和63年3月31日規則第4号

平成元年3月31日規則第14号

平成6年6月27日規則第28号

平成11年3月30日規則第14号

平成12年7月6日規則第48号

平成15年3月28日規則第15号

平成16年12月27日規則第38号

平成17年12月26日規則第55号

令和4年3月31日規則第7号

東海市都市公園条例施行規則をここに公布する。

## 東海市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市都市公園条例(昭和48年東海市条例第35号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可手続)

第2条 条例第3条第1項各号に掲げる行為について市長の許可を受けようとする者は、当該行為を開始しようとする日の56日前から3日前までに、許可申請書を提出しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、許可申請書の提出期間を変更することができる。

2 前項の申請があつた場合において、市長が支障がないと認めた者に対して、許可書を交付する。

(公園施設の設置等の許可手続)

第3条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項

及び第6条第1項の規定により、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用について市長の許可を受けようとする者は、当該設置、管理又は占用を開始しようとする日の20日前までに、許可申請書を正副2通提出しなければならない。

2 前項の申請があつた場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(許可事項の変更手続)

第4条 条例第3条第1項の規定により市長の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、当該行為を開始しようとする日までに、市長に許可変更申請書を提出しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、許可変更申請書の提出期限を変更することができる。

2 法第5条第1項又は法第6条第1項の規定により市長の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、当該設置、管理又は占用を開始しようとする日の3日前までに、市長に許可変更申請書を正副2通提出しなければならない。

3 前2項の申請があつた場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

(運動施設等の利用許可手続)

第5条 大会等の開催のため、条例別表第1に掲げる施設(ゴーカート及び特殊自転車を除く。以下「運動施設等」という。)の利用について許可を受けようとする者は、当該運動施設等を利用しようとする日の56日前(太田川駅前イベント広場の運動施設等の利用にあつては、180日前)から29日前までに、利用申込書に事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者が運動施設等の利用について許可を受けようとするときは、利用しようとする日の28日前から3日前までに、利用申込書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、利用申込書の提出期間を変更することができる。

4 第1項及び第2項の申請があつた場合において、市長が支障がないと認めた者に対して、承諾書を交付する。

(ゴーカート等の利用許可手続)

第6条 ゴーカート及び特殊自転車の利用について許可を受けようとする者は、これらの利用の際、ゴーカートにあつては乗車券を市長に提出し、特殊自転車にあつて

は口頭により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により乗車券の提出又は口頭による申請があつた場合において、市長が支障がないと認めた者に対して、口頭により利用の許可をする。

(使用料の還付)

第7条 条例第14条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 許可を受けた者の責めによらない理由で許可に係る行為、設置若しくは管理、占用又は利用(以下「行為等」という。)をすることができない場合 使用料の全額

(2) 許可を受けた者が、許可に係る行為等を開始する日の5日前までに、市長にその取消しを申し出て、その承認を受けた場合 使用料の全額

(3) 前2号のほか、市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第8条 条例第17条第1項の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合における第2条、第4条から前条まで及び次条の規定の適用については、第2条第1項中「条例第3条第1項各号」とあるのは「条例第17条第4項において読み替えて適用する条例第3条第1項各号」と、「市長の許可」とあるのは「指定管理者の許可」と、同項ただし書及び同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項中「条例第3条第1項」とあるのは「条例第17条第4項において読み替えて適用する条例第3条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第6条及び前条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年規則第16号)

この規則は、昭和53年11月1日から施行する。ただし、大池公園屋外ステージを使用しようとする者は、同日前であつても、第6条の規定による手続に従い、使用

許可申請書を提出することができる。

附 則（昭和 59 年規則第 23 号）

この規則は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。ただし、平地公園野球場を使用しようとする者は、同日前であつても、第 6 条の規定による手続に従い、使用許可申請書を提出することができる。

附 則（昭和 61 年規則第 4 号）

この規則は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条を削る改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年規則第 7 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項の改正規定（ゴーカーに係る部分に限る。）、第 6 条の次に 1 条を加える改正規定（ゴーカーに係る部分に限る。）及び別表の改正規定（ゴーカーに係る部分に限る。）は、市長が定める日から施行する。

（昭和 63 年規則第 17 号で昭和 63 年 6 月 26 日から施行）

附 則（平成元年規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 28 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（元浜公園屋外ステージに関する部分を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 元浜公園屋外ステージを使用しようとする者は、この規則の施行の日前であつても、東海市都市公園条例施行規則第 6 条第 1 項及び第 2 項の手続に従い使用許可申込書を提出することができる。

附 則（平成 11 年規則第 14 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東海市都市公園条例施行規則第 8 条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る使用料の還付及び供用時間について適用し、同日前の申請に係る使用料の還付及び供用時間については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年規則第 48 号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第55号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている申込書その他の用紙で残量のあるものについては、改正後の東海市都市公園条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。